

(議提議案第 2 号)

令和 6 年 6 月 2 6 日

議長 小 島 正 泰 様

提 出 者	議 員	千 葉 義 浩
〃	〃	石 川 広 己
〃	〃	腰 塚 菜穂子
〃	〃	臼 杵 健

議案提出について

令和 6 年第 2 回市議会定例会（6 月 2 6 日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

〔議提議案第 2 号〕 インターネット上の人権侵害事件に対し速やかな措置を求める意見書

〔理由〕 インターネットに掲載されている部落差別など人権侵害情報を、国として削除をする措置が必要であるため

インターネット上の人権侵害事件に対し速やかな措置を求める意見書

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害、子供も加害者や被害者になり得るSNS等におけるネットいじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」）、部落差別（同和問題）に関して特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

2016年2月には、川崎市内の出版社が特定の地域を同和地区であると指摘する書籍を発行し、販売するという情報をインターネット上に掲載しました。また、書籍の中身である全国の同和地区所在地一覧をインターネットのサイトや差別動画で、本市を含む全国各地363か所の被差別部落を掲載し、部落差別を続けています。

2023年6月に東京高等裁判所は、憲法第13条と第14条を根拠に「差別されない権利」を認めるという画期的な判決を言い渡し、差別情報を晒してはならないものと命じました。しかし、当該出版社は東京高等裁判所の判決と東京法務局長の説示に従わず、現在もなお、閲覧可能な状態となっています。

2024年の通常国会において、「プロバイダ責任制限法」を「情報流通プラットフォーム対処法」へと改正する法律案が可決され、5月17日に公布となり、1年以内に施行されることになりました。情報流通プラットフォーム対処法は誹謗中傷や権利侵害に対処するため、SNSやインターネット上の掲示板等の大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申し出への対応の迅速化や削除基準等に関する運用状況の透明化に関する措置を義務付ける内容となっています。

また、2023年8月には熊谷市長がさいたま地方法務局熊谷支局を訪問し、埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例第3条の「部落差別の禁止」も踏まえ、ウェブサイト掲載記事及び動画の削除を要請しました。

つきましては、国においては以上の現状を踏まえ、下記の事項について取り組むことを要望いたします。

記

- 1 当該出版社及びプロバイダ等関係者に対して、全国各地の被差別部落としてインターネットに掲載された人権侵害情報を速やかに削除されるよう、説示又は勧告の措置を行うこと。
- 2 「情報流通プラットフォーム対処法」制定に伴い、プラットフォーム事業者に対して被差別部落の識別情報の公表を「削除指針」の対象にするなど必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

熊谷市議会

内閣総理大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様
総務大臣 様
法務大臣 様